

参考

障害程度等級表（解説）

呼吸器の機能障害の程度についての判定は、予測肺活量1秒率（以下「指数」という。）、動脈血ガス及び医師の臨床所見によるものとする。指数とは1秒量（最大吸気位から最大努力下呼出の最初の1秒間の呼気量）の予測肺活量（性別、年齢、身長の見合わせで正常ならば当然であると予測される肺活量の値）に対する百分率である。

級別	呼吸器機能障害
1級	動脈血O ₂ 分圧が50Torr以下のもの 指数が20以下のもの 呼吸障害のため指数の測定ができないもの※ 呼吸困難が強いため歩行がほとんどできないもの
3級	動脈血O ₂ 分圧が50Torrを超え60Torr以下のもの 指数が20を超え30以下のもの
4級	動脈血O ₂ 分圧が60Torrを超え70Torr以下のもの 指数が30を超え40以下のもの

※「呼吸困難が強いため、指数の測定が不能」ということで、1級に該当することもあるが、この場合には、経過、現症、総合所見等から指数の測定が不能であることを十分確認できる必要がある。